

新規開業を目的とした空き店舗等の 改装・新築費用を最大 **100** 万円補助します

矢板市では、空き店舗、空地、空き家を活用し、新たに開業する方を支援するため、改装または新築に要する経費の一部（補助率 1/2、最大 100 万円）を補助します。

補助対象事業	・開業する目的で、空き店舗等を取得・賃貸借し、改装・新築にかかる工事等は<u>市内事業者が行う</u>ものである ・<u>小売業、飲食業、サービス業</u>で、<u>月 20 日以上営業し、開業から 3 年以上継続しての営業が見込まれる</u> ・空き店舗等の所有者と ①同一法人等に属していない ②同一世帯でない ③生計を一にする者でない ④ 3 親等以内の親族ではない 【対象外】 ・事務所や倉庫としての利用 ・風俗営業 ・遊戯場に分類される娯楽業 ・宗教活動・政治活動が目的
補助対象経費 および 補助率/補助額	改装・新築にかかる費用の <u>1/2（上限 100 万円）</u> ※千円未満の端数がある場合は、切り捨て ※什器や備品など建物に付随しないものは対象外
補助対象者 および 申請要件	中小企業者または個人事業主で、次の要件をすべて満たす方 ・市税の滞納がないこと。 ・矢板市商工会の会員である、または入会見込みであること。 ・市内に店舗を所有し事業を行ったことがなく、事業対象区域内の空き店舗等を活用し、新たに店舗を設けて事業を始める者であること。 ・暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
事業対象区域	矢板地区  片岡地区  （「矢板市立地適正化計画」に基づく都市機能誘導区域の範囲）
その他	<u>まずは事前にご相談ください！</u> ※申請と同一年度内に実績報告まで完了する必要があります。 ※交付決定前に着工している場合は補助対象外となります。
問い合わせ	矢板市 経済部 商工観光課 0287-43-6211